

## 函館市特別奨学生選定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、函館市育英金支給条例第4条の規定による特別奨学生の選定にあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (審査)

第2条 市長は、次の書類、面接および論文の審査に基づいて、特別奨学生を選考するものとする。

- (1) 校長、学長または学部長の推薦書
- (2) 過去3年間の学業成績証明書
- (3) 家庭状況調書
- (4) 健康診断書
- (5) 合格通知書の写し
- (6) 志願理由等

2 大学生または大学院生であって、外国において研修を希望する者に対しては、前項の規定にかかわらず、次の書類、面接および論文の審査に基づいて、選考するものとする。

- (1) 学長または学部長の推薦書
- (2) 健康診断書
- (3) 研修計画

### (選定)

第3条 特別奨学生の選定は、前条第1項に基づき、次のとおり行うものとする。

- (1) 申請者のうち、医・薬学生のみを対象とし、適格者1名を選定する。
- (2) 前号の選定のほか大学生および大学院生（医・薬学生を含む）については、予算の範囲内において適格者を選定する。

2 外国において研修を希望する者については、前条第2号に基づき随時予算の範囲内において選定する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、平成29年3月1日から適用する。